

主な被災者支援制度（1/3）

◆は別途、対象者の収入等に条件がある制度です。

証明

住まい

衛生

制度	概要	対象者	問い合わせ先	必要な申請書類など
罹災証明書	災害により住家（店舗等との併用住宅含む）が被害にあった場合に、被害の程度を証明するもの。各種被災者支援制度の申請や税・保険料・公共料金の減免や猶予等の適用判断材料として活用。発行手数料は無料。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	税務課 (固定資産税担当) 36-7351	○本人確認書類 ○法人の申請の場合は当該法人などに所属している証・名刺など
被害届出兼証明書	被害程度の判定を必要としない住宅の被害（屋根瓦、雨どいなど）、住家以外の家財の被害（家具、家電、自動車など）、工作物の被害（カーポート、倉庫、塀、門など）について証明するもの。保険会社への保険金請求、災害ごみに関する処理手数料の減免申請などに活用。発行手数料は無料。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	危機管理課 (防災担当) 36-5050	○被災状況が分かる写真 ○本人確認書類 ○法人の申請の場合は当該法人などに所属している証・名刺など
移転・り災入居に関する相談	被災により住宅に困窮している人に対して、入居可能な市営住宅、県営住宅の情報提供	災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる人	建築課 (住宅担当) 36-5203	○罹災証明書など
	入居可能な賃貸住宅の情報提供	災害、不良住宅の撤去その他の事情がある場合において賃貸住宅への入居が適当であると認められた人	建築課 (住宅担当) 36-5203	○罹災証明書など
◆ <u>住宅の応急修理</u>	災害救助法に基づく住宅の必要最小限度の応急修理費用の援助。 住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。	原則、半壊または大規模半壊の被害を受けた、かつ修理した住宅での生活が可能と見込まれる人	危機管理課 (防災担当) 36-5050	○罹災証明書など
災害ごみの処理	災害ごみの処理手数料の減免等	市内で発生した火災や地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	環境課 (資源廃棄物担当) 36-9092	○罹災証明書など
浸水家屋等の消毒	浸水により被害のあった家屋の消毒	市内で発生した大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	環境課 (環境政策担当) 36-1421	○罹災証明書など
下水道使用料の減免	災害により納付の資力を失った人に使用料の減免	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	下水道課 (管理担当) 36-4136	○罹災証明書など

主な被災者支援制度（2/3）

◆は別途、対象者の収入等に条件がある制度です。

制度	概要	対象者	問い合わせ先	必要な申請書類など
◆ <u>住民税の減免</u>	住宅や家財が一定以上の被害を受けた場合、罹災した納税義務者等の状況、所得金額等の状況に応じて減免	地震・大雨・台風などの自然災害によって、自身又は扶養親族が所有する住宅又は家財に被害を受けた人。	税務課 (市民税担当) 36-7350	○本人確認書類 ○減免・免除申請書 ○罹災証明書など、その他損害の程度を示す資料
固定資産税・都市計画税の減免	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地・家屋・償却資産）について、被災状況等により、固定資産税、都市計画税を減免	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって所有する固定資産に一定以上の被害を受けた人	税務課 (固定資産税担当) 36-7351	○本人確認書類 ○減免申請書 ○罹災証明書など、その他損害の程度を示す資料
◆ <u>国民健康保険税の減免</u>	災害により損害を受けたため、保険税の納付が著しく困難となった場合、保険税の減免を行う。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって生活が困難となった人	国保医療課 (国民健康保険担当) 36-1363	○本人確認書類 ○罹災証明書など、その他損害の程度を示す資料 ○保険税減免申請書 など
◆ <u>国民健康保険一部負担金（医療費の自己負担額）の減免・徴収猶予</u>	災害により著しい損害を受けたため、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免又は徴収猶予を行う。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって重大な損害を受けた人	国保医療課 (国民健康保険担当) 36-1363	○本人確認書類 ○罹災証明書など ○国民健康保険一部負担金減額、免除及び徴収猶予申請書 など ○収入見込み、資産状況が確認できるもの
後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	災害により著しい損害を受けたため生活が困難となり、保険料の納付が著しく困難となった場合、保険料の減免又は徴収猶予を行う。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	国保医療課 (後期高齢者医療担当) 36-1348	○罹災証明書など ○保険料減免申請書又は保険料徴収猶予申請書 など
◆ <u>後期高齢者医療一部負担金（医療費の自己負担額）の減免・徴収猶予</u>	災害により著しい損害を受けたため生活が困難となり、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免又は徴収猶予を行う。	市内で発生した地震・大雨・台風などの自然災害によって被害を受けた人	国保医療課 (後期高齢者医療担当) 36-1348	○罹災証明書など ○後期高齢者医療一部負担金減免・徴収猶予申請書 など
◆ <u>介護保険料の減免等</u>	災害により介護保険料の負担が困難な場合、被災状況に応じて徴収猶予又は減免を行う。	保険料を賦課された第1号被保険者	介護保険課 (介護保険担当) 36-4877	○介護保険徴収猶予・減免申請書 ○罹災証明書など、その他損害の程度を示す資料 など
国民年金保険料の減免	対象者の所有する住宅、家財、宅地、田畑その他財産が災害により、その被害額がおおむね2分の1以上が損害した場合で、国民年金保険料の支払いが困難な場合の減免	国民年金第1号被保険者	市民課 (年金担当) 36-1128	○国民年金保険料免除・納付罹災証明書 ○保険金、損害賠償金の支給がある場合は、その支給額などが確認できる証明書の写し

主な被災者支援制度（3/3）

◆は別途、対象者の収入等に条件がある制度です。

制度	概要	対象者	問い合わせ先	必要な申請書類など
障害基礎年金等を支給停止されている人への給付	障害基礎年金等が一部または全額支給停止されている人の所有する住宅、家財、宅地、田畑その他財産が災害により、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けている場合に支給停止が解除される ※損害を受けた月から翌年7月まで支給されるが、翌年に前年度の所得を確認し、基準を超えていた場合は、遡って停止となる場合がある。	・20歳前に初診日がある傷病等の障害基礎年金の受給権者（年金コード：2650、6350） ・老齢福祉年金の受給権者 ・特別障害給付金の受給権者	市民課 （年金担当） 36-1128	○罹災証明書など ○年金証書など、受給している年金の証書 ○その他届出書 ※受給している年金等で届出書が異なります。
住民票などの発行手数料の免除	住民票や戸籍などを取得する際、発行手数料を免除	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令により指定された激甚災害の被災者	市民課 （市民係担当） 36-1126	○罹災証明書など ○本人確認書類
住民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税の徴収猶予	被災したことで、市税を一時的に納付できないと認められる場合は滞納処分等を1年間（最長2年間）猶予。また、猶予期間中は延滞金を軽減。なお、猶予期間中であれば分割して納付することもできる。	震災・風水害・落雷・火災等の被害を受けたことで市税を一時的に納付できない人。	収納課 （収納担当） 36-5392	○猶予該当事実証明書類（災害などの事実を証する書類） ○徴収猶予申請書 ○財産及び収支状況を明らかにする書類等
◆就学援助	災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費や給食費等を援助 ※所得による審査あり	被災によって世帯の所得が就学援助の認定基準を下回ると見込まれる人 ※避難生活を送っている人も対象	教育政策課 （就学援助担当） 36-5099	○罹災証明書など ○就学援助申請書、必要書類など
災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金	災害により亡くなられた方のご遺族に対する弔慰金や心身に重度の障害を受けた方に対する障害見舞金の支給。住宅等の財産に著しい損害を受けた世帯に対する援護資金の貸付。 ※被害状況によって支援制度が異なります。	遺族、災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた人など	福祉政策課 （保健福祉政策担当） 36-9559	○罹災証明書など
小規模災害見舞金	小規模災害（暴風、豪雨、地震、洪水、火災その他異常な自然現象により発生した災害）により被災を受けた方に対し、見舞金等を支給。	市内で発生した小規模災害（暴風、豪雨、地震、洪水、火災その他異常な自然現象により発生した災害）によって被害を受けた人	危機管理課 （防災担当） 36-5050	○被災状況が分かる写真 ○本人確認書類 ○法人の申請の場合は当該法人などに所属している証・名刺など

生活

教育

見舞金

※お問い合わせは、市役所の代表電話（0940-36-1121）に連絡し、該当する課・担当名をお伝えください。